

# 肱川

発行 肱川町  
 TEL (16) 28  
 編集 総務課  
 1964.3.20号

## 春季全国火

### 災害防運動

三月十日、恒例の肱川町消防団による出初式が、肱川中学校校庭で挙行されました。

## 出初式

当日は小春日和の暖い天気に恵まれ、部隊教練の一つ、行進訓練による、「前へーッ、進メッ!!」「回レ

「右ツ」などの号令や、「ザックザック」という足音が、青く澄みきった空にこだまし、訓練は最高のコンディションで行なわれ、中でも、梯子操法、ポンプ操法は、肱川町消防団の訓練度、技術水準をみるに充分なものであった。

また、団員の、永年勤続者、功労者などに対する表彰が行なわれた。表彰種類、表彰者数は、次の通りです。

- 一 八愛媛県知事表彰 V 一  
功労章 岩田慎太郎 一名
- 一 八愛媛県消防協会長表彰 V 一  
勤続章 富永真盛 他六名
- 一 八喜多郡消防団連会長表彰 V 一  
勤続章 沖吉礼 他八名
- 規程章 山山英清 他六名

### 「消防団員退職 報償金」という

制度が今年四月一日より実施のはこびとなったことです。

この制度は、十五年以上勤続して退職した消防団員に、勤続年数及び階級に応じて、最低 三万円 最高 七万円が支給されるというものです。

(死亡による自然退職のときはその遺族に支給される) まだまだ充分な制度とはいえないが、団員の処遇という点で、一歩の前進といえることはできる。なお表彰者代表の答辞に「消防事業の発展に尽します」ということばがあった。私達一般住民にとり、心強い限りだが、私達も消防団まかせにせず、身近な災害防止に努めよう。さしあたり、「火ノ用心」に協力しよう。

### 栗生産販売同志会

生産者の大同団結すすむ

栗栽培は年々増加し肱川町で一五〇町歩、喜多郡で一〇〇〇町歩の栗園が予想されます。

将来性については、栗は比較的安定した作物ですが、現状のままでは一抔の不安があります。1 反当収量が少ない  
これは技術研究の不足  
2 販売方法の拙劣  
これは共同組織がないこと。

この弱点を解決しようとする熱心な皆さんの発案で栗栽培者の大同団結がすすみつつあります。岩谷地区では昨年、同志会が結

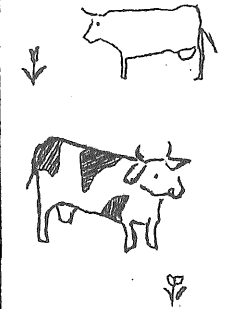
### 家畜建物共済に加入を

家畜、建物共済事業の内容は前号で詳しくお知らせしたが、三月末で責任期間が満了になる場合、早急加入の手続をとって下さい。

家畜共済に加入していると安心して家畜を飼育できます。建物共済に加入していると万一火災のとき容易に建物の再建築をすることができます。

### ◎家畜の救急薬品 箱設置

産業共済家畜診療所(役場内)の遠隔の地区へ家畜救急薬品を



使用要領は別表を見て下さい。

成され、三月六日の予子林、七日の正山では数十人が参集し、栗生産販売者同志会結成の討議を行ないました。

その内容は  
 1 肱川農協の事業所単位に同志会を結成  
 2 同志会に常会を単位の実践班をおき、この集団を指導する  
 3 肱川町内の各同志会の連絡の提携をはかるため、町連絡会を結成する。

このように、こうした組織を中心に総力を結集して有利な栗栽培を追求しようとする準備がすすんでいます。ここで、皆さんの参加協力をお願いします。

薬品名	1日の投薬回数	投薬数	症 状	用 法
健胃整腸散	朝夕2回	軽症1日重症2日	食欲のないとき、反すうをしないとき、食い過ぎて消化の悪いようなとき	薬をビール瓶8分目の水に溶きよく振って飲ませる。
下痢止散	"	"	水様便、粘液便、又は血便を排する時	"
解熱散	"	"	感冒等熱性の病気で食欲のないとき	"
鼓張制止剤	1回	軽症1本重症2本	牛の第1胃にガスが溜まり左側の腹が膨れ、食欲、反すうがないとき	薬1瓶をビール瓶半分の水に溶きよく振って飲ませる。重症は倍量を飲ませる。
ヨードチンキ	随時	小ビン 1本	小さい傷でも軽視しないで消毒する。	脱脂綿につけて処置する
肝蛭駆除薬		1袋	年2回程度飲ますのがよい	薬をビール瓶8分目の水に溶き、よく振って飲ませ、その後清水を飲ませる。
しらみ薬	1回3日後1回	1袋	必要に応じ	牛を2時間程日光に当てて鼻の先より尾のつけ根まで3~4cm巾にすりこむ

(注) 投薬の要領 水薬を飲ますとき、牛の額が概ね水平になるよう保定し、口かどに水剤の入った壺をさし入れ、軽く壺を振りながら飲ませる。この時、牛がコクリコクリと飲むのに気を配り除々に飲ませる。無理に飲ませて薬液が気管に流れこみ肺炎を起すことがあるから注意すること。使用する壺はビール壺が最も良い。

薬品代金 共済加入家畜を対象にしているため治療のための薬品代は不要ただし、肝蛭駆除薬100円しらみ薬30円は徴収します。

別表 I 保険料の前納額

前納時の年齢	前納期間	前納しない場合の額	前納額	割引額
20才	1年	1,200	1,170	30
	3年	3,600	3,330	270
	10年	12,000	9,310	2,690
	40年完納	63,000	23,540	39,460
25才	1年	1,200	1,170	30
	3年	3,600	3,330	270
	10年	12,000	9,310	2,690
	35年完納	57,000	23,860	33,140
30才	1年	1,200	1,170	30
	3年	3,600	3,330	270
	10年	15,000	11,330	3,670
	35年完納	51,000	24,300	26,700
35才	1年	1,800	1,760	40
	3年	5,400	5,000	400
	10年	18,000	13,970	4,030
	25年完納	45,000	24,860	20,140
40才	1年	1,800	1,760	40
	3年	5,400	5,000	400
	10年	18,000	13,970	4,030
	20年完納	36,000	22,150	13,850
45才	1年	1,800	1,760	40
	3年	5,400	5,000	400
	10年	18,000	13,970	4,030
	15年完納	27,000	18,600	8,400
50才	1年	1,800	1,760	40
	10年完納	18,000	13,970	4,030

別表 II 肱川町で今迄に前納した人の数

全期間	10年	3年	2年	1年	合計
14人	1人	3人	1人	4人	65人

① 所得がないとき  
 ② 加入者又は、その他の世帯員が、生活保護法や、らい予防法による教育扶助、住宅扶助、医療扶助、生活扶助又は、葬祭扶助を受けるとき。  
 ③ 地方税法に定める障害者又は寡婦であつて年間の所得が十五万円以下であるとき。  
 ④ その他、保険料を納めることが著しく困難であるとき。

国民年金は私達の恩給(五)  
 ① 保険料を納める義務  
 保険料は加入者本人が納めなければならないことはもちろんであるが、中には「無業者、家事従事者、主婦など」のように収入がない人もいるので、世帯主、配偶者も加入者の保険料を連帯して納める義務がある。  
 ② 保険料の納め方  
 保険料は、たてまえとして国民年金印紙により納めることになつてゐる。すなわち、国民年金手帳に印紙をはり、町役場で消印(検認)を受けることになつてゐる。  
 ③ 保険料は月々納めるのがたてまえであるが、その納入期限は左記の通りである。  
 456月分は、その年の7月末日まで  
 789月分は、10月末日まで  
 101112月分は、翌年の1月末日まで  
 123月分は、その年の4月末日まで  
 特別の理由があつて納入期限までに納められなかつたときでも、4月12月分までは、翌年の4月末日までであれば印紙で納めることができる。しかし、これを過ぎると納付書(会費)によつて現金で納めなくてはならなくなる。

④ 保険料の前納  
 毎月保険料を納めるのはめんどうだという人、或いは、単作農家のように年一回しか現金収入がないといった人のために、将来の保険料をまとめて納めていただくしくみがある。  
 一年分以上の保険料を前納すれば、年五分五厘の複利計算で割引されるから有利であり、便利である。  
 前納保険料額の例をあげれば別紙(1)のとおりである。  
 肱川町に於いては、前納した人の数は別紙(2)の通りである。  
 ⑤ 保険料の還付  
 保険料を前納した人が途中で死亡したときは死亡した月以降の保険料はかえされる。  
 又、前納した人が会社等に勤めることとなつたため国民年金の加入者でなくなつたときも、資格のなくなつた月以降の保険料は還付される。  
 ⑥ 保険の免除  
 ア 法定免除  
 つぎのうちどれかに該当するときは役場へ届け出れば保険料は免除される。  
 ① 国民年金の障害年金又は、母子福祉年金、準母子福祉年金の受給権者であるとき。  
 ② 生活保護法又は、らい予防法による生活扶助を受けているとき。  
 ③ 療養所、国立背髄療養所に収容されているとき。  
 ④ 申請免除  
 つぎのどれかに該当する場合、加入者から免除申請すれば町長の具体的な意見を基として果知事が、世帯員全員の所得や、固定資産などを考慮して免除するかどうかを決めることになつてゐる。

⑤ 国民年金の障害年金又は、母子福祉年金、準母子福祉年金の受給権者であるとき。  
 ⑥ 生活保護法又は、らい予防法による生活扶助を受けているとき。  
 ⑦ 療養所、国立背髄療養所に収容されているとき。  
 ⑧ 申請免除  
 つぎのどれかに該当する場合、加入者から免除申請すれば町長の具体的な意見を基として果知事が、世帯員全員の所得や、固定資産などを考慮して免除するかどうかを決めることになつてゐる。

死亡したときは死亡した月以降の保険料はかえされる。  
 又、前納した人が会社等に勤めることとなつたため国民年金の加入者でなくなつたときも、資格のなくなつた月以降の保険料は還付される。  
 ⑥ 保険の免除  
 ア 法定免除  
 つぎのうちどれかに該当するときは役場へ届け出れば保険料は免除される。  
 ① 国民年金の障害年金又は、母子福祉年金、準母子福祉年金の受給権者であるとき。  
 ② 生活保護法又は、らい予防法による生活扶助を受けているとき。  
 ③ 療養所、国立背髄療養所に収容されているとき。  
 ④ 申請免除  
 つぎのどれかに該当する場合、加入者から免除申請すれば町長の具体的な意見を基として果知事が、世帯員全員の所得や、固定資産などを考慮して免除するかどうかを決めることになつてゐる。

お知らせ

対象となる身体障害者手帳は昭和三十九年九月一日以前の日附をもつて交付されている手帳です。  
 期限一三月三十一日まで。  
 (役場に提出して書替を行うこと)

身体障害者手帳の更新について  
 難であると認められるとき。  
 ④の場合には前年の所得が、十三万円以下であり、固定資産の評価額が二十五万円以下であるとき、又は、多額の災害を受けたとき、又は多額の医療費を要したときなど、特別の事情があるときは申請免除が認められるから役場でお尋ね下さい。

緑化運動の推進  
 昭和二十五年、乱伐で荒れた山に木を植えよう、という運動が始まつて以来、年々活発な運動が行なわれてきました。  
 本年も三月七日から一ヶ月間を緑化運動月間と決まりました。  
 町では森林組合と協同して杉、檜の枝打コンクール審査 四月上旬  
 表彰 四月二〇日(町常会)  
 2 肱川自然公園の植樹  
 3 緑の羽根募金  
 4 郡内山ゆき苗圃コンクール  
 などの行事を予定してゐます。  
 肱川林業の発展のために、この月間を意義あるものにしてゆう。

